

令和 3 年度札幌市介護予防センター運営事業（札幌市白石区介護予防センター本通）に
係る公募型企画競争の実施について、下記のとおり告示する。

令和 3 年 1 月 4 日

札幌市長 秋元 克広

記



1 契約担当部局

札幌市保健福祉局高齢保健福祉部介護保険課

〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目

電話 011-211-2547 FAX 011-218-5117

2 企画競争に付する事項

(1) 役務の名称

令和 3 年度札幌市介護予防センター運営事業

札幌市白石区介護予防センター本通

(2) 調達案件の内容、提案を求める事項等

募集要項による

(3) 履行期間

令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで

(4) 契約に至るまでの方法

募集要項による

3 参加資格

(1) 次の要件を満たす法人であること。

令和 3 年 1 月 1 日時点で、札幌市内において、下記に示す介護保険サービス等を提
供する事業所または施設を有し、介護保険サービス等の提供実績があること。

【居宅介護支援】 居宅介護支援

【居宅サービス（介護予防も含む）】 訪問介護（訪問型サービス）、訪問
看護、訪問リハビリテーション、通所介護（通所型サービス）、通所リハビ
リテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活
介護

【施設サービス】 介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療
施設、介護医療院

【地域密着型サービス（介護予防も含む）】 夜間対応型訪問介護、認知症
対応型通所介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活
介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、小規模多機能型居宅
介護、看護小規模多機能型居宅介護、定期巡回・隨時対応型訪問介護看護、
地域密着型通所介護

【地域包括支援センター】 【介護予防センター】

- (2) 申請書類受付日において、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当する者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者で、その事由の発生の日から申出日までにおいて 3 年を経過しない者でないこと。
- (3) 申請書類受付日において、直近 1 年間の市区町村税、消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- (4) 申請書類受付日において、札幌市競争入札参加停止等措置要領に基づく参加停止を受けていないこと。
- (5) 役員の中に契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者及び禁固以上の刑に処された者がいないこと。
- (6) 申請書類受付日において、会社更生法及び民事再生法等による手続きをしている法人でないこと。
- (7) 申請書類受付日において、不渡手形又は不渡小切手を発行して、銀行当座取引を停止された者で、2 年を経過しない者でないこと。
- (8) 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成 25 年条例第 6 号）に基づき札幌市が発注する建設工事その他の事務又は事業の執行により暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することのないように、暴力団員及び暴力団関係事業者を入札、契約等から排除していることを承知していること。
- (9) 役員等が、次に掲げる者のいずれにも該当せず、また、今後もこれらの者に該当することのないこと。
- ア 役員等（申出者が個人である場合にはその者を、申出者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、申出者が団体である場合は代表者、理事等をいう。以下同じ。）が暴力団員（札幌市暴力団の排除の推進に関する条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められる者。
- イ 暴力団（札幌市暴力団の排除の推進に関する条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者。
- ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者。
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者。
- オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者。
- (10) 上記(9)の各号に掲げる者の該当の有無を確認するため、札幌市暴力団の排除の推進に関する条例第 13 条第 2 項に基づき、役員名簿等が札幌市から警察その他の関係機関に提供されることに同意すること。

4 募集要項の交付方法

令和 3 年 1 月 4 日（月）から札幌市公式ホームページにて公開する。